

## 企画書の作成及び記載上の留意事項

1 以下の事項についてすべて盛り込むこととし、不足がある場合は欠格とする。

また、訓練の企画をする際には、厚生労働省が示した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」を参考にすること。

[参照：厚生労働省ホームページ]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/minkan\\_guideline/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/minkan_guideline/index.html)

### 【訓練コースについて】

(1) 訓練に対する考え方

### 【訓練カリキュラム・日程】

(2) 訓練カリキュラム

(3) 訓練日程表

### 【使用教材】

(4) 使用教材・ソフトウェア等の概要

### 【その他】

(5) 会社概要及びDX導入・展開支援実績が分かる資料（パンフレット等）

(6) 見積書 ※ 積算内訳を記載すること

## 2 留意事項

企画書を提出する際には、以下のことに十分留意すること。

- ① 上記(1)～(6)について、いずれも様式は任意。
- ② 市販されていない教材を使用する場合は、著作権に係る諸手続きを解消していること。
- ③ 訓練で使用するソフトウェアについては、必ずライセンスの許諾を受けていること。また、その証書について県から提出を求められた場合は直ちに提出できるようにしておくこと。